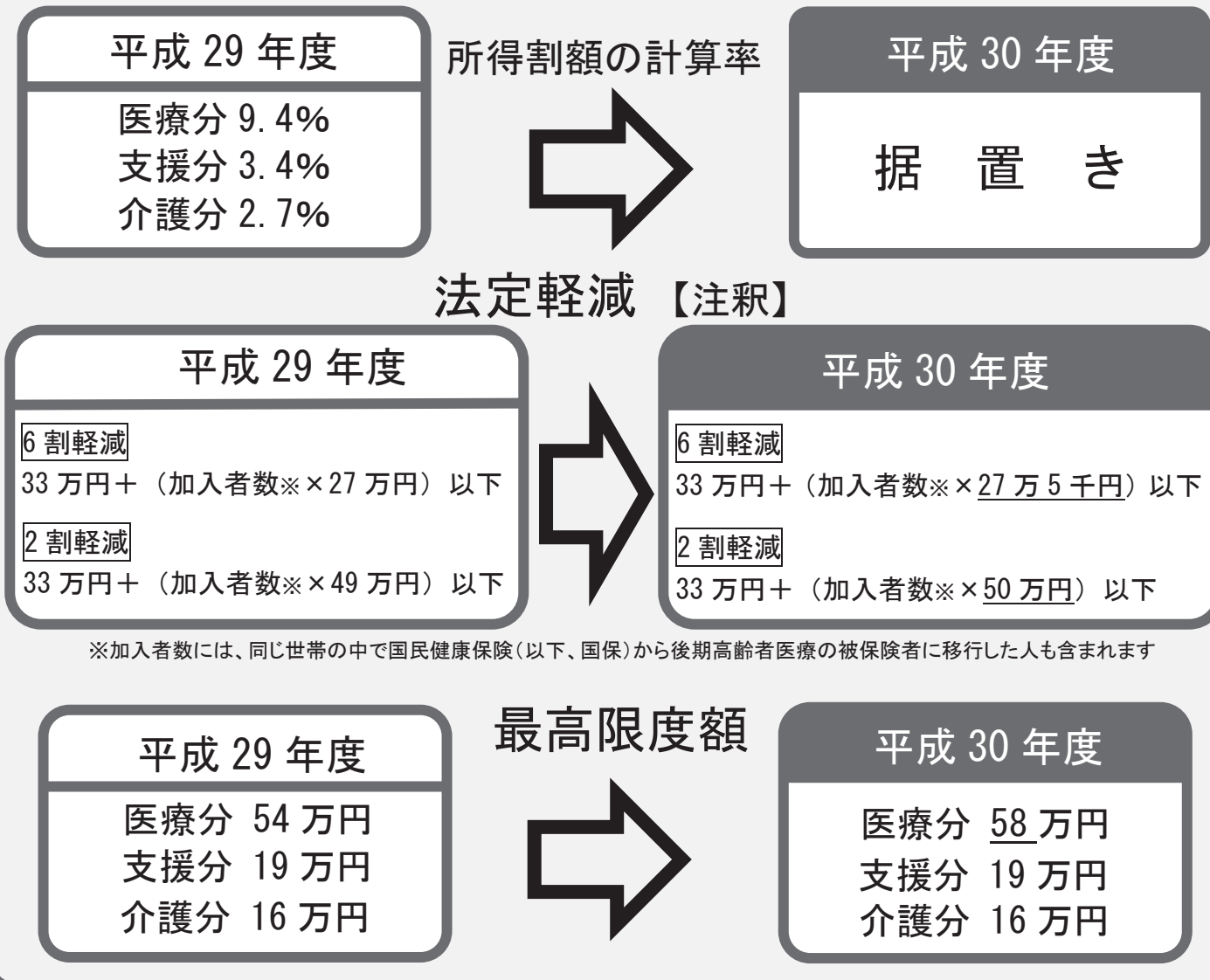


松山市国民健康保険の加入者の皆さまへ

平成30年度 国民健康保険料 保険料率が決定しました

- 保険料率(所得割額の計算率,均等割額,平等割額)は据置きです。
- 国の法改正に伴う改正点
保険料(均等割額と平等割額)の軽減を判定するための所得範囲が広がります。
最高限度額が引き上げられます。



【注釈】法定軽減とは

世帯主(国保に加入していない世帯主も含む)とその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等を合計した額(基礎控除前)が国の定める基準額以下である場合、均等割額と平等割額を軽減します。(国保法施行令第29条の7第5項)

松山市では、加入者の負担を軽減するため、国の法律で定められた7割・5割の軽減割合に独自に1割を上乗せして、8割・6割としています

国保は、日頃健康なときから加入者の皆さまが保険料を出し合い、万一の病気やけがなどの時に安心して十分な医療が受けられるよう、また、出産育児一時金や葬祭費を支給するなどお互いが助け合っていくための制度です。今後も安定的な運営を維持するため、皆さまのご協力をお願いします。

松山市HPでも詳しくご確認できます [松山市 平成30年度国保料](#)

検索 

『国保料に関するよくある質問と回答』(ホームページからの一部抜粋)

質問：会社を退職し、所得が激減したのに国保料が高いのはなぜですか？

回答：国保料には、所得に応じた所得割額がありますが、計算基礎となる所得は、前年の1月から12月までの収入に基づいて計算されます。(例えば平成30年度国保料については、平成29年1月から12月までの収入に基づいて計算されます。)

そのため、会社を退職されても、会社勤めをしていた前年中の所得を基に計算する所得割額が高くなってしまう場合があります。

質問：昨年度より国保料が高いのですが、理由がわかりません。

回答：国保料は、前年の所得に応じた「所得割額」、加入者の人数に応じた「均等割額」、世帯ごとの「平等割額」の3つの合計で計算します。次のいずれかに該当している世帯については、昨年度に比べて国保料が高くなる可能性があります。

あなたの家族(世帯)で、該当する項目はないですか？

- ✓ 国保に新しく加入された方はいませんか？
- ✓ 国保加入者の前年の所得が増えていませんか？
- ✓ 国保に加入されている方で、40歳になられた方はいませんか？
- ✓ 国保料計算のための所得申告書が必要にもかかわらず、提出がまだではありませんか？
- ✓ 後期高齢者医療制度への移行に伴う国保料の軽減の変更(1/2 ⇒ 1/4)、又は軽減期間が終了していませんか？
- ✓ 最高限度額の引き上げの影響(医療分:平成29年度54万円⇒平成30年度58万円)はありますか？



質問：年度途中で国保に加入または国保をやめた場合、国保料はどうなりますか？

回答：月割で計算します。年度途中で加入した場合とやめた場合を説明します。

⇒ 年度途中で国保に加入した場合

年度途中で国保に加入した場合の国保料は、例えば8月15日に会社をやめて10月に加入の届出をした場合、国保料は届出をした10月からでなく、会社を退職して社会保険を喪失した8月から国保料がかかることになります。

⇒ 年度途中で国保をやめた場合

年度途中で国保をやめた場合の国保料は、その届出をした月にかかわらず、国保の被保険者でなくなった月の前月までを月割り計算します。

※勤務先の保険等に加入したことにより、自動的に国保の資格を喪失することはありません
届出後、資格喪失日に遡って国保料を計算し直しますので、国保料に納めすぎがある場合は還付し、不足している場合は請求させていただきます。